

# 「変更・訂正会計基準」の影響 で、2つの実務対応報告改正案 が公表議決 ― ASBJ

去る2月12日、企業会計基準委員会が第195回企業会計基準委員会を開催した。

本委員会での主な検討事項は次のとおり。

## 改正実務対応報告18号・19号の公表議決

昨年12月4日の「変更・訂正会計基準」等の公表に伴い、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」、同19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」について、本委員会では所要の改正を行う改正案が公表議決された。本改正は語句修正等、技術的な改正にとどまるため、公開草案の公表等のプロセスを経ていない。

なお、実務対応報告18号の改正に伴って、実務対応報告24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」についても技術的な修正が行われる。

また、適用日はいずれも変更・訂正会計基準と同様である。

## 公開草案「包括利益の表示に関する会計基準」等へのコメント対応

2月1日までコメント募集が行われていた、包括利益の表示に関する会計基準および同適用指針などについて、寄せられたコメントの分析ならびに対応が検討された。包括利益の表示の導入については、おおむね賛成意見が多かったものの、意見の割れる項目もあった。寄せられた主な内容と事務局の対応は次のとおり。

### ● 個別財務諸表への適用

連結先行という考え方のもとで、包括利益計算書の連結財務諸表への適用後、個別財務諸表へも適用するとされていた。しかし、今回寄せられたコメントのなかでは、個別財務諸表への適用に反対する意見や、適用に際しては市場関係者の十分なコンセンサスを得ることが必要との意見もあった。また、委員のなかからも「もう少し議論を尽くして結論を出した方がいい」という意見もあった。

今後の事務局の対応としては、個別財務諸表と連結財務諸

表とで同一の基準にするのが原則ではあるが、連結先行の考え方を包括利益の表示に適用することの必要性について検討するとしている。

### ● 1計算書方式と2計算書方式の選択制について

2つの計算書方式を選択できる方向性に賛成する意見が多かったものの、比較を容易にするという点からは2計算書方式を原則とすべきというコメントもあった。

今後の対応としては、公開草案での提案どおり、選択制とすることで進められるとみられる。

### ● 適用時期

適用時期については、システム改修や注記の記載など、実務負担が大きすぎるため、適用時期を遅らせてもらいたいというコメントが多くを占めた。

今後の対応としては、利用者のニーズと作成者負担を勘案して、検討を進めていくとしている。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(水)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(2月分)	
3月15日(月)	② 所得税の確定申告・納付、延納の届出、確定損失申告(平成21年分) ③ 贈与税の申告・納付、延納の届出(平成21年分)	(注) 事業所得等の年間収入が3,000万円超の場合(②以外の者)には、総収入金額報告書の提出義務がある(所法231の3)。
3月31日(水)	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成22年1月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑤ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1月延長(平成21年12月期) 2月延長(平成21年11月期) ⑥ 法人の消費税確定申告(1月期) 課税期間(1月ごと申告) ⑦ 法人の消費税確定申告(1、4、7、10月期)課税期間(3月ごと申告) ⑧ 法人の中間申告納付(7月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑨ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4800万円超 平成22年1月期(1月ごと) 直前期年税額400万円超 1、4、7、10月期(3月ごと) ⑩ 個人の消費税申告・納付(平成21年分)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 ④ 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2月以内である法定期限内に法人税額等の見込納付を行う(通則法64①)。なお、消費税法には法人税法と異なり申告期限延長制度はない。 ⑥ 消費税の課税期間特例選択届出書の課税期間を変更する場合には、変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑧ 法人の中間申告納付は、直前期年税額の半分が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。  (付記) 納税申告書を提出した者は、法定申告期限から1年以内に限り更正の請求をすることができる(通則法23①)。

## 退職給付引当金の科目名、「退職給付に係る負債」へ

去る2月4日、企業会計基準委員会では第64回退職給付専門委員会を開催した。

公開草案の文案検討も残りあと2回となった。主な検討内容は次のとおり。

### 科目名の変更

次の用語が変更される見込みである。

- ・退職給付引当金→退職給付に係る負債
- ・前払年金費用→退職給付に係る資産
- ・過去勤務債務→過去勤務費用
- ・期待運用収益率→長期期待運用収益率

### 本公開草案に含まれる現行基準

#### (1) 会計基準(案)

「退職給付に係る会計基準」・同注解、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」、企業会計基準3号「退職給付に係る会計基準」の一部改正、企業会計基準19号「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)を基礎に改正・統合している。

#### (2) 適用指針(案)

会計制度委員会報告13号「退

職給付会計に関する実務指針

(中間報告)(JICPA)、企業会計基準14号「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2)、「退職給付会計に関するQ&A(JICPA)」などを基礎に改正・統合している。

### 適用時期

原則、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首、PBO関連に関しては平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。

### 文案検討(会計基準)

(1) 確定給付制度の会計処理  
包括利益会計基準(案)等を受けて、数理計算上の差異・過去勤務費用について、リサイクル(組替調整)を求める記載を追加。

#### (2) 確定給付制度の開示

- ① 退職給付に係る負債・資産  
「退職給付に係る負債等の適当な科目をもって、固定負債・固定資産として表示。
- ② 未認識過去勤務費用 未認識数理計算上の差異  
税効果会計を適用後、その他の包括利益累計額に表示。

#### (3) 退職給付費用

日本相撲協会は、わが国固有の国技である相撲道を研究し：相撲道の維持発展と国民の心身の向上に寄与する」と高らかに謳っている(寄付行為3条)。

しかし八百長疑惑の歴史も古い。たとえば1963年9月27日に当時作家の石原慎太郎・現東京都知事が日刊スポーツ紙上で全勝待勝率は47.2%だが、実際には73.4%に上がる。

翌々日の29日付朝日新聞では各界の意見を紹介している。ある相撲解説者は「証拠もないのに断じきるのは間違い。瞬間的に勝負のきまる相撲競技特有の宿命といえる」とコメントしている。

横綱柏戸は4場所連続休場後で、文字どおり必死で臨み、この一番に賭ける心意気の差が勝負に現れたという。そうなら単に気の毒では済まされない。

以降も週刊誌での疑惑報道が断続的に続く。最近、別の視点から、この疑惑を肯定する本に出会った。レイヴィットとダブナーの共著「Frakonomics: A rogue economist explores the hidden side of everything.」(「ヤバイ経済学」東洋経済新報社刊)である。

最近、説得力のある日本発の海外向け情報が重要と説かれているが、皮肉にも、その一例がこれとなった。閑話休題。会計ではどうか。たとえば雑誌「会計」166巻4号に掲載の西谷順平氏「航空会社の

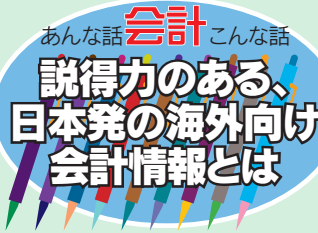
逆規範的会計行動とその背景

「機材関連報奨の認識問題再考」を挙げたい。対象は1998年度から2002年度までで、JAL、JASおよびANAの航空3社における「機材関連報奨」という業界特有の営業外収益項目の増減に着目した。

① 同項目加算前の当期純利益減少の場合、同項目増加の会計年度が18ケースと多い。② 同様に前者増加・後者減少のケースは10もある。しかし③前者増加、後者増加は4ケースしかない。④前者減少、後者減少も4ケースしかない。明らかに前者と後者の向きが逆のケース(減益を同項目で補填、または増益で同項目が不要に)が多く、同じ向きが少ない。①から④の計36ケースについて、本来は同じ程度の分散だが、分布が偏っている。統計確率的にみて後者の計上が尋常ではない(フィッシャーの正確確率検定)。まして会計理論的にも、機材関連報奨の収益計上は疑問で、機材の取得原価を減額すべきだ。

なるほど。本論文の説得力は一級品である。現にJALは経営危機だ。さはさりながら、英訳されて海外発信となると日本の会計学徒として胸中複雑である。

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)



売上原価または販売費および一般管理費に表示。

ただし、新たに退職給付制度を採用したとき、給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用に係る当期の費用処理額が重要であると認められる場合には、当該費用処理額を特別損益として計上できる。

その他の包括利益に計上される未認識数理計算上の差異・過去勤務費用、それらの費用処理額は「退職給付に係る負債調整額」等の適当な科目をもって純額表示する。

#### 文案検討(適用指針)

(1) 「実績修正」の注記  
注記事項として次の事項を検討している。

- (1) 次の事項について、当期を含む最近5年間の金額  
① 退職給付債務、年金資産の期末残高およびその差額(積立超過または積立不足)  
② 退職給付債務、年金資産に関する実績修正額  
(2) 翌期に退職給付制度に支払うと予想される金額の概算額

(1)の②は、当該情報の有用性と企業の(年金数理人への依頼などの)費用を鑑みて、開示項目にするかどうか懐疑的に議論されている。(2)については、基金へ

の拠出のみならず、翌年の一時金からの支払も注記すべきという意見がある。また、US-GAAPでは今後10年間の給付支払予想額の開示が必要。  
(2) 複数事業主制度の会計処理  
および開示

### 会計

## リース会計、貸手についても検討へ—IASB、リース会計専門委

去る2月8日、企業会計基準委員会では第37回リース会計専門委員会を開催した。

2009年3月にIASBとFASBはデイスカッション・ペーパー(DP)「リース・予備の見解」を公表し、リース契約から生じるすべての資産・負債をB/Sで表す単一のアプローチを開発することを目標としている。

同年の10月にはDPで提案された借手についての会計処理(使用権アプローチ)だけではなく、貸手の会計処理(履行義務

「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」の判断要件のうち、「複数事業主間において、類似した退職給付債務を有している場合」を削除するかどうか検討している。

去る2月8日、企業会計基準委員会では第37回リース会計専門委員会を開催した。

2009年3月にIASBとFASBはデイスカッション・ペーパー(DP)「リース・予備の見解」を公表し、リース契約から生じるすべての資産・負債をB/Sで表す単一のアプローチを開発することを目標としている。

同年の10月にはDPで提案された借手についての会計処理(使用権アプローチ)だけではなく、貸手の会計処理(履行義務

### 会計

## EPS専門委員会再開で、短期的対応項目を検討—IASB、EPS専門委

去る2月8日、企業会計基準委員会では第8回EPS(1株当

たり利益)専門委員会を開催した。

本専門委員会はIASBのEPSプロジェクトの中断により、検討を一時中断していた。しかし、このたび「変更・訂正会計基準」が公表されたこと等に伴い、本誌2010年2月20日号(通巻No.1240)でもお伝えしたとおり、IASBの検討の方向性に影響を受けない部分について短期的に対応することになり、専門委員会が再開された。

EPSに関する会計基準・適用指針・実務対応報告が改正されることを見込まれている。いずれも適用時期は平成23年4月1日以後開始する事業年度からで、早期適用は認められない。

専門委員会からは、「適用時期が遅くないか」との意見もあることから、今後引き続き検討が進められる。早ければ公開草案を4月初旬に公表し、6~7月には最終基準化される見込み。

今回検討された主な内容は次のとおり。

#### 普通株式の期中平均株式数

当期に株式併合または株式分割が行われた場合、普通株式の期中平均株式数は、表示する財務諸表のうち最も古い期間の期首に当該株式併合または株式分割が行われたと仮定して算定する。

また、当期の貸借対照表日後に、株式併合または株式分割が

行われた場合も、普通株式の期中平均株式数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合または株式分割が行われたと仮定して算定する。

#### 会計方針の変更または過去の誤謬の訂正を行った場合

変更・訂正会計基準に従い、財務諸表への遡及適用・修正再表示を行った場合は、表示期間のEPSおよび潜在株式調整後EPSを遡及適用後または修正再表示後の金額で算定する。ただし、過去の期間に注記された潜在株式調整後EPS等は遡及的に修正しない。

#### 親会社の子会社等の潜在株式となる証券または契約を発行了した場合

連結上の潜在株式調整後EPSの算定にあたっては、当該潜在株式について、当期純利益調整額のほか、想定される転換の結果、子会社等の普通株式増加に起因する親会社の損益の変動(配当収入等)についても普通株式に係る当期純利益に加減する。なお、想定される転換が行われても、親会社発行済普通株式数は変動していないため、分母の調整は行わない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2010年2月2日	ASU2010-08「様々なトピックの技術的な訂正」	FASB	US-GAAPに存在する不整合や不明確な規定を見直したものの。主な訂正はサブトピック815-15のデリバティブとヘッジの部分。	—
2010年2月10日	資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)	金融庁	業務開始届出書等の記載事項における「特定社員が保有する出資額」や、資産流動化計画の記載事項への「特定出資の総額の上限」などが追加されている。施行は4月1日を予定。コメント募集期間は3月12日まで。	—
2010年2月12日	業務本部審理ニュース(No.6)「退職給付会計における未認識数理計算上の差異等の費用処理方法等の変更について」	日本公認会計士協会	金融危機による有価証券の時価の大幅な変動は、退職給付会計における会計処理方法の正当な変更理由にあたらぬなど、処理方法の変更について注意を喚起したものの。	—
2010年2月12日	企業内容の開示に関する内閣府令(案)等	金融庁	2010年3月期から有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」等において、個別役員報酬の開示を求めるなど、開示の充実を図ったもの。コメント募集は3月15日まで。	—

G7で議論された2つのリスク

金融

カナダのイカルイトで2月6、7日(日本時間)に開催された7カ国(G7)財務相・中央銀行総裁会議では、ギリシアなど新興国の財政悪化問題や金融機関に対する金融規制案に関する討議が中心となった。

新金融規制案に対して日本は明確なスタンスを取りにくい。実際、G7開幕前の5日に亀井金融担当相は、アメリカの方針に賛同する形で金融規制導入には否定的な見解を示している。

しかし、最終的にアメリカが競争上、他国にも同様の規制を求めるのは明らかだ。当面、直接の影響はメガバンクなど大手金融機関に限られるものとみられるが、金融面での景気刺激策にできるだけフリーハンドを残しておきたい政府・与党としては、微妙な選択を迫られることになりそう

またもう1つ、今回のG7でのテーマだった新

興国の財政悪化問題は、最終的にはIMFなどの国際機関ではなく、EU内で解決策を模索することになった。欧州では、ギリシアのみならずスペインやポルトガルなど財政赤字に悩まされる国を抱えており、ユーロの対円・対米ドルでの減価といった形となって問題が具現化している。財政赤字の対GDP比12%を超えるギリシアの財政赤字比率は突出しているため、域内支援策によって沈静化を図りたいところだろう。

しかし、日本も同比率は今年

証券

トヨタ、大リコールの波紋

世界一の自動車会社にのほり詰めたトヨタが大リコールという激震に見舞われている。しかも、リコールはCO<sub>2</sub>対策トヨタの品質神話、トップ・ブランドという名声に傷がついた。

トヨタの株価は直前の高値から25%ほど下がった。その他の大手自動車会社は15%前後の株価下落となった。当然ながらト

度末で8・6%となり、前年度の3・3%から大幅に悪化する見込みだ。もちろん、欧州の財政赤字国では、国債の外国人保有比率が30〜50%に達するのに対して、日本では1割にも満たないという根本的な違いはあるものの、欧米先進国との比較では突出して高い比率である。

今回のG7での2つの問題は欧米各国の事情が優先された議論だが、こうしてみるとギリシアの財政赤字は日本の財政赤字問題、金融規制問題は日本の景気対策と、各々長短金利の上昇要因として跳ね返ってくるリスクをはらんでいる。リスク回避のために、政府・日銀が先手を打っておきたいところだ。

ヨタ株の下落幅が最大で、一瞬ではあったが、ホンダとの株価逆転も話題になった。ただ、株価への影響はそこまでで、自動車以外のもの作り産業にショックを与えることはなく、この問題は自動車産業に限定されると受け止められたようだ。

株価の反応は自動車業界の地殻変動を予感しているようにも感じられる。まず、トヨタが世界一になる過程で無理を重ねてきたことはかなり知られてお

り、その反動が出たとしても晴天の霹靂のような驚きではなかったことである。環境対策車としてハイブリッド車は現状では最高の存在であるが、これからの環境対策車の本命である電気自動車では、トヨタは必ずしも先行していない。

最近、日本の自動車業界では2番手以下のスズキ、マツダ、三菱自動車などが脚光を浴びるのはなぜか、といった記事が海外の専門誌に掲載された。電気自動車や新興国市場での存在感などで、2番手以下のほうが目立っているというのである。

足もとの企業収益をみても、10年3月期決算予想では、大手自動車7社中6社が営業利益で黒字を確保したが、トップ企業のトヨタだけが赤字予想なのである。つい最近までの自動車業界の収益の常識からすると、天地が逆になるような変化である。

リコール問題が発生したとき、株式市場はギリシアの財政赤字が震源となる世界同時株安に見舞われていたが、この問題を冷静に受け止めたといえる。

今後、リコール問題の中心地アメリカでどこまで波紋が広がるか気になるが、大きくみれば自動車株への影響は一巡したと思われる。